

第5章 地域別まちづくりの方針（地域別構想）

第1 地域別まちづくりの方針（地域別構想）の位置づけ

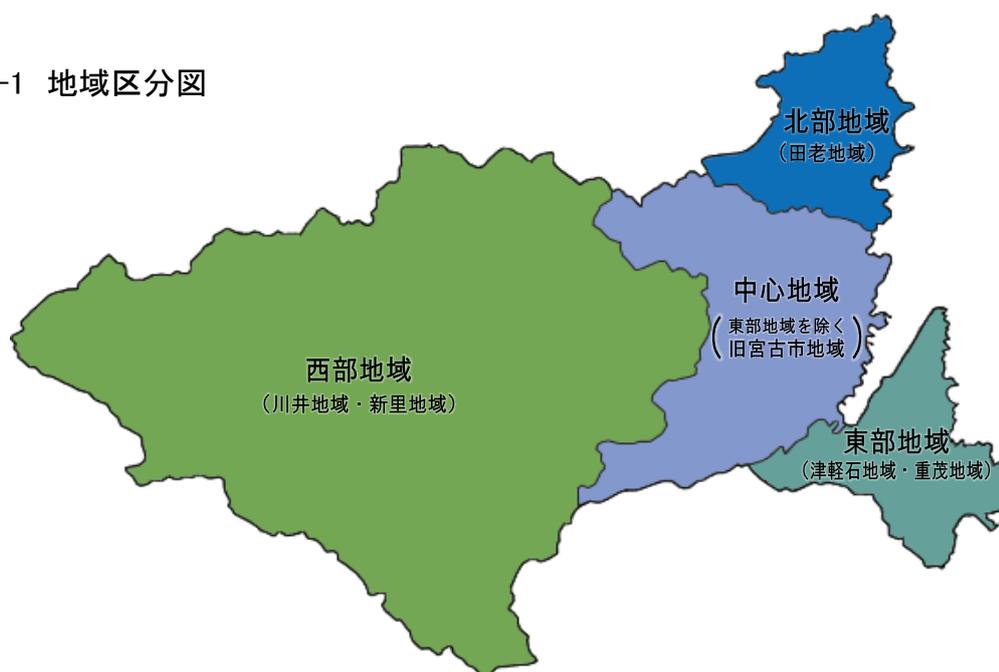
「第5章 地域別まちづくり方針（地域別構想）」は、都市計画区域外も含めた市域全体を、各地域の特性を踏まえて区分し、市民参画と協働によって魅力あるまちづくりを進めていくための将来像や方針、実現に向けた方策を整理することとします。

第2 地域区分

地域コミュニティのまとまりやつながりのある旧市町村単位を基本に、道路、鉄道、河川等の物理的・地理的状況等により、市域を4地域に分類します。

各地域における歴史や文化、暮らし、さまざまな資源や各種の施設などの地域の特性を活かした、それぞれに魅力のあるまちづくりを進めていくとともに、エコ・コンパクトシティの考え方を踏まえて、立地適正化計画の策定について検討していくこととします。

図 5-1 地域区分図



中心地域：東部地域を除く旧宮古市の地域。人口の75%が居住する本市の中心部であり、主要交通の結節点である宮古駅や都市機能が集積している。

東部地域：津軽石及び重茂の地域。主要地方道により、地域が結ばれている。

北部地域：田老の地域。土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等により、新たな市街地が形成されている。

西部地域：新里及び川井の地域。国道や河川等によって地域が結ばれている。

第3 地域別まちづくりの方針（地域別構想）の構成

地域別まちづくりの方針（地域別構想）の構成は「地域の特性」、「地域が目指す将来像」、「まちづくりの方針」の構成で整理します。

- 1 地域の特性
- 2 地域が目指す将来像
- 3 地域のまちづくりの方針
 - (1) 土地利用の方針
 - (2) 交通ネットワーク施設等の整備方針
 - (3) 居住環境の整備方針（中心地域、北部地域）
 - (4) 防災対策の方針
 - (5) 景観形成の方針

第4 中心地域（東部地域を除く旧宮古市地域）

1 中心地域の特性



- 本市の中心に位置し、市域面積の約19%を占め、人口の約75%が居住しています。
- 三陸地方拠点都市地域や宮古広域生活圏の中心として、商業・業務施設等の都市機能が集積しています。
- 金型・コネクタ産業、木材製品製造業、食料品製造業などが集積しています。
- 南北方向に国道45号が、東西方向に国道106号が通り、鉄道はJR山田線、三陸鉄道北リアス線が通っています。
- 県の重要港湾である宮古港があり、宮蘭フェリーの就航に伴い、物流拠点としての機能向上が図られます。
- 海岸部は三陸復興国立公園に指定され、浄土ヶ浜などの優れた自然景観を有しています。

2 中心地域が目指す将来像

～みやこの中心部にふさわしい賑わいと、
産業の発展を牽引するまち～

3 中心地域のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

① 商業系土地利用

- 宮古駅周辺地区と宮古港出崎周辺地区を中心拠点と位置づけ、広域拠点機能の強化を図ります。また、中心拠点としての一体性を確保するため、両地区の連携、回遊性の向上を図ります。
- 宮古駅周辺地区は、鉄道やバスの主要交通の結節点としての特性を活かした、みやこのまちの顔「みやこまち」とするため、宮古駅等を核とした商業施設や公共公益施設など、さまざまな都市機能の集積、賑やかな空間と憩いの場の創出、機能性、利便性の向上等により拠点機能の強化を推進します。
- 中心市街地は、中心市街地拠点施設や市庁舎移転後の跡地、周辺観光施設等との連携強化を図るとともに、空店舗・空地対策の推進により賑わいの再生に取り組みます。
- 商業施設が立地している宮古駅南側地区については、市役所本庁舎等の中心拠点機能と周辺土地利用の整合を図る必要が生じる場合、用途地域の見直しについて検討します。
- 宮古港出崎周辺地区は、水産業が盛んな「みなとまち」として、特色を活かしたまちづくりを推進するとともに、観光拠点として機能強化を図ります。

② 工業・物流・業務系土地利用

- 藤原ふ頭地区は、土地利用の変化を見つつ、工業の拠点として、特色ある企業の立地を誘導します。また、同地区内の白地地域は、フェリーの物流機能を活用した工業・物流拠点としての機能強化を図るため、用途地域の指定を検討します。
- 磯鷄地区は、土地利用の変化に応じた用途地域の見直しを検討します。
- 田鎖地区は、（仮）田鎖インターチェンジの整備により交通利便性が向上することから、工場等の立地の促進に向けた基盤整備を検討するとともに、産業構造の変化に対応した用途地域等の見直しを検討します。
- （仮）松山インターチェンジ・（仮）田鎖インターチェンジ・宮古南インターチェンジ周辺地区は、三陸沿岸道路や宮古港などの広域交通網の利便性を活かして、産業系や物流系の土地利用を誘導するため、用途地域の指定等を検討します。
- （仮）宮古北インターチェンジ周辺地区は、周辺の良い居住環境との調和に配慮しつつ、産業系や物流系の土地利用を誘導するため、用途地域の指定等を検討します。
- 防災集団移転促進事業の移転元地や周辺の土地については、産業関連施設などの用地としての利活用を図ります。

③ 住居系土地利用

- 中心拠点やその周辺地区は、商業・業務などの都市機能の集積を活かすとともに、福祉や医療等の生活サービスの充実などにより、まちなか居住環境の増進を図ります。
- 小山田地区は、商業・業務施設、市民総合体育館、総合福祉センターや閉伊川緑地公園などの既存施設を活かし、市民や来訪者が気軽に楽しめる空間の創出を図ります。
- 戸建住宅を中心とする住宅地や土地区画整理事業等により整備した住宅地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。
- 市街地周辺に広がる集落地域は、地域内や周辺の豊かな自然環境や農地等を活かしつつ、居住環境の維持・増進を図ります。

④ 農用地、森林地域及び自然保全地域の土地利用

- 市街地周辺に広がる農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。
- 森林地域は、水源かん養機能・環境保全機能・地球温暖化防止機能・土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。
- 浄土ヶ浜は、本市の三陸復興国立公園及び三陸ジオパークの魅力を伝える拠点地区であり、優れた自然環境・景観の保全を図ります。

(2) 交通ネットワーク施設等の整備方針

① 道路ネットワークの整備方針

- 広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図るため、三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路等の整備を促進します。
- 広域道路ネットワークの整備に合わせ、地域資源や交流拠点など地域とのネットワークの形成を図ります。
- 国道 106 号の「根市地区～茂市地区間」については、災害時等における安全な通行を確保するため、河川から離れた場所へのルート変更を国や県に働きかけます。
- 岩泉町等との交流・連携を促進するため、主要地方道宮古岩泉線の整備促進を県に働きかけます。
- 国道 45 号・106 号等の幹線道路と主な市内幹線道路のアクセス性向上のため、高速交通ネットワークの整備に併せ、市道北部環状線・市道長根岩船線・市道磯鶏金浜線・市道前須賀日立浜線などの主な市内幹線道路の整備を図ります。
- 都市計画道路宮古港線（末広町通り）は、三陸沿岸道路等の道路ネットワークの強化により、将来交通量が大幅に減少すると推計されていることから、歩行者・自転車・公共交通を重視した、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路への転換を図ります。
- みやこまち（宮古駅周辺地区）は、宮古駅南側地区と北側地区を結ぶ自由通路や市道八幡沖鉄道踏切線の整備に伴い、宮古駅と中心市街地拠点施設、中心商店街の回遊性を高めるための歩行者ネットワークを形成します。

② 公共交通ネットワークの整備方針

- 宮古駅を中心に、東西、南北に走る鉄道と放射状の路線バスによる公共交通ネットワークを形成します。
- 宮蘭フェリーの就航に合わせ、宮古駅と藤原ふ頭を結ぶ公共交通を確保します。
- 八木沢地区に八木沢・宮古短大駅が整備されることから、路線バス（八木沢団地線・実田線）との乗り継ぎを確保し、公共交通の利便性の向上を図ります。
- 公共交通が利用しにくい地域について、タクシーの活用や地域に密着した団体が運行主体となる有償運送など、地域の特性に合わせた、持続可能な交通確保のあり方について検討します。

(3) 居住環境の整備方針

- 人口減少が進行している中心市街地は、主要交通の結節点としての立地や都市機能が集積する環境を活かし、生活サービスの充実、地域のコミュニティの活性化、空家・空地の活用を図ることにより、まちなか居住を進めます。
- 公共交通の利便性が高い市街地は、買い物や通院等の生活環境が整った居住環境の維持・増進を図るとともに、自家用車に過度に依存せず、公共交通と連携し、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- 団地開発等による住宅地は、道路や公園等の都市施設の維持を図るとともに、環境美化活動の推進により、良好な居住環境の保全を図ります。
- 土地区画整理事業による面整備が行われた近内地区、八木沢・宮古短大駅の整備により公共交通の利便性の向上が見込まれる実田地区、河南地区などの住宅地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。
- 各種復興事業により整備した住宅地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

(4) 防災対策の方針

- 市街地における火災の危険性を防除するため、公共施設や商業・業務施設、交通施設などが集中する地域では、建築物の不燃化を促進します。
- 道路が狭あいでの老朽木造建築物が密集する市街地は、火災による延焼を防止するため、防火・準防火地域の指定を検討します。
- 新川町・藤原地区は、東日本大震災により地盤沈下したことから、浸水被害を防ぐため、雨水排水ポンプ場の整備を行います。
- 内水氾濫による浸水を防ぐため、雨水幹線や千徳雨水ポンプ場などの施設整備及び充実に努めます。
- 閉伊川流域（閉伊川・近内川・山口川・長沢川）等における浸水対策基本調査等の結果を踏まえ、対策施設などの総合的な浸水対策を検討します。
- 閉伊川水系河川については、中小河川改修計画に基づく整備促進を県に働きかけます。
- 大雨による洪水被害を防止するため、閉伊川・近内川・八木沢川・長沢川の計画的な支障木の伐採や堆積土砂の除去等の河川管理を県に働きかけます。
- 大雨の際、適切な避難勧告等を実施するため、長沢川の水位周知河川及び水防警報河川の追加指定を県に働きかけます。
- 鍬ヶ崎から閉伊川の河口周辺は、津波・高潮対策のため、国・県・関係団体と連携して、水門や防潮堤などの海岸保全施設の早期復旧と施設整備を促進します。
- 高浜の沢の砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の整備促進を県に働きかけます。

(5) 景観形成の方針

- 中心市街地は、地域住民等と協働により町家や土蔵等の地域資源の掘り起こしを行うなど、魅力ある景観づくりを進めます。
- 都市計画道路宮古港線（末広町通り）は、歩行者の快適性やまちなみ景観の向上を図るため、電線類地中化、道路美装化、案内板設置等を検討します。
- 宮古駅周辺において、誰もが訪れたいくなるような、魅力ある景観整備を図るとともに、歩いて楽しめる回遊ルートを設定し、賑わいを創出します。
- 浄土ヶ浜周辺地区は、三陸復興国立公園、風致地区の指定を踏まえ、優れた自然景観や良好な自然環境の保全を図ります。
- 良好な自然環境を有する黒森山は、岩手県自然環境保全条例における環境緑地保全地域として保全を図ります。
- 市街地中心部に位置する大規模緑地公園である閉伊川緑地は、市民の憩いの場として、市民参画と協働により保全を図ります。
- 市役所庁舎移転後の跡地は、「憩いの場、賑わいの場、つながりの場、伝承する場」としての整備を進めます。
- 都市公園は、子供から高齢者までが利用できる健康増進や憩い、やすらぎを感じられる場として整備します。また、公園管理活動に対する市民参画と協働の取り組みを推進します。

図 5-2 中心地域のまちづくり方針図

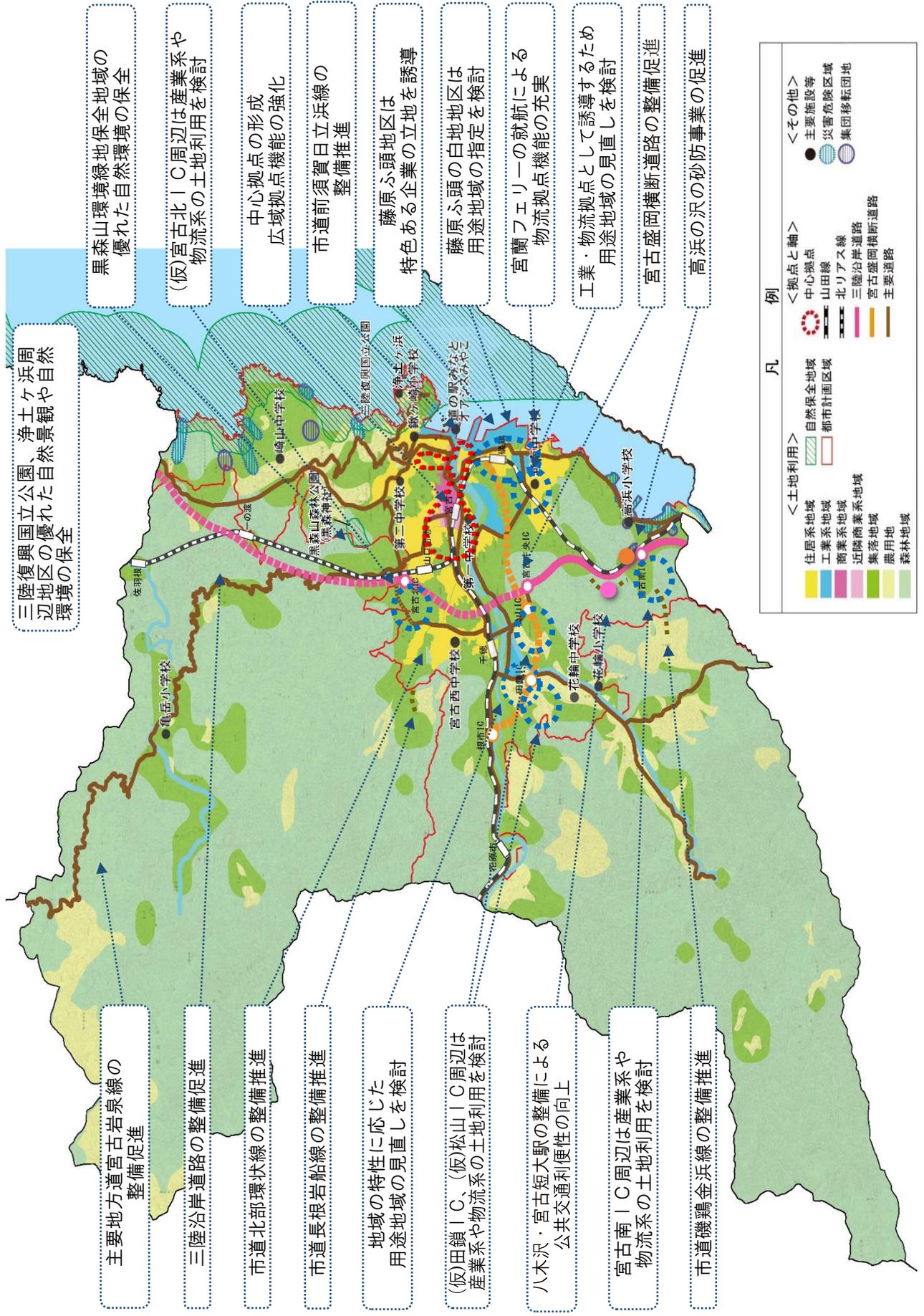
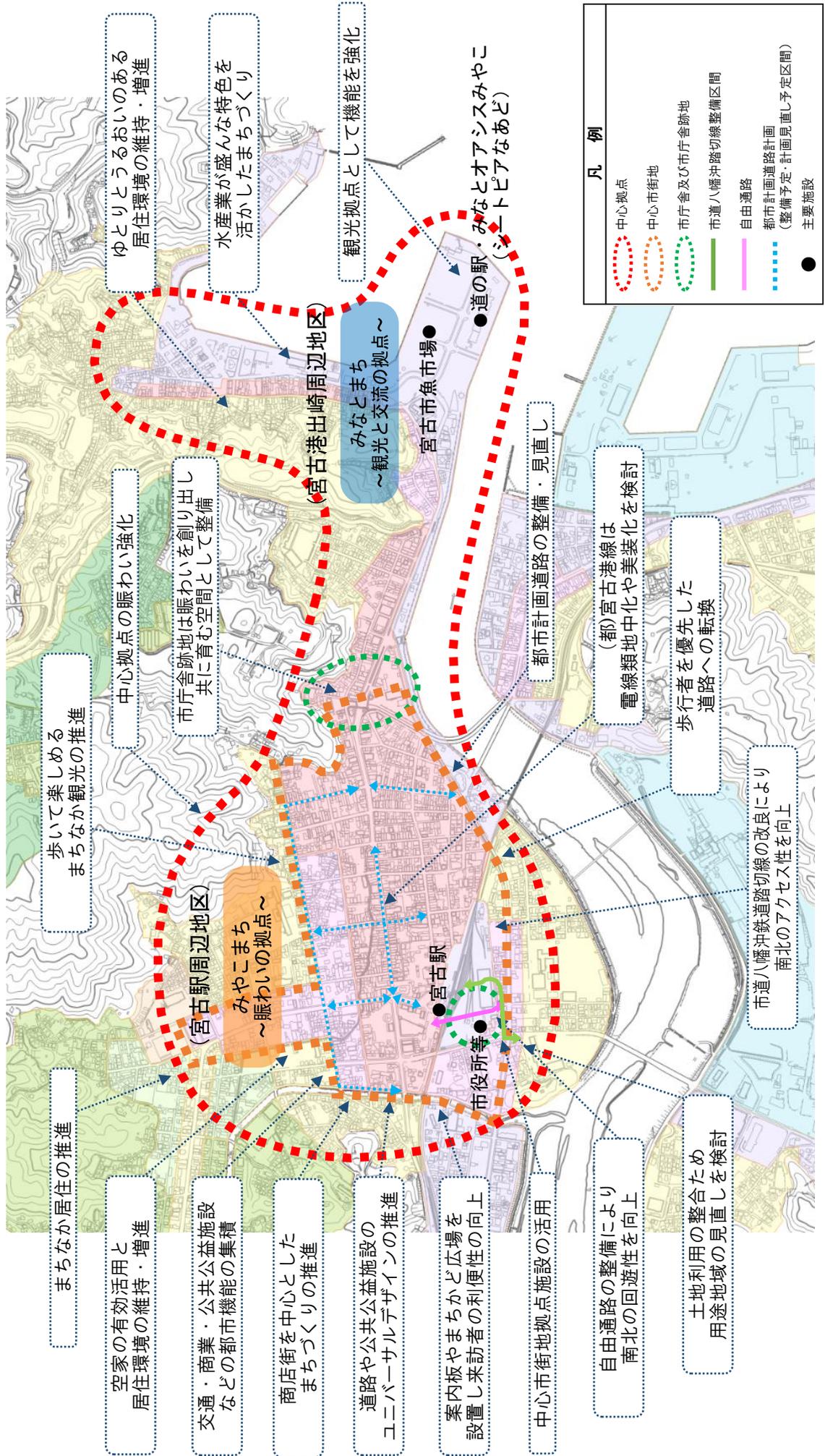


図 5-3 中心地域のまちづくり方針図(中心拠点)



第5 東部地域（津軽石地域・重茂地域）

1 東部地域の特性



- 市域面積の約8%を占め、人口の約10%が居住しています。
- 津軽石川河口部や主要地方道重茂半島線沿い、重茂半島の海岸部に集落が形成されています。
- 津軽石川沿いに国道45号、JR山田線が通り、重茂半島は主要地方道重茂半島線が通っています。
- 津軽石地区は、本市の主要産業である金型・コネクタを中心とする電子部品等を製造する企業が多く立地しています。
- 漁港が10箇所あり、サケやアワビ、ウニ等の磯漁業、ワカメ、コンブ、カキ等の養殖業などが盛んです。
- 海岸部は三陸復興国立公園に指定され、月山や本州最東端の地「鮭ヶ崎」などの優れた自然景観を有しています。

2 東部地域が目指す将来像

～産業と自然の恵みが調和した、地域の賑わいを創出するまち～

3 東部地域のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- 津軽石駅周辺は、東部地域の地域拠点として、鉄道や国道等の交通利便性を活かして、買い物や通院等の生活サービス機能等の強化を図ります。
- 防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業により整備した住宅地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。
- 集落地域は、自然環境及び生活環境の保全や災害の防止などに努め、居住環境の保全を図ります。
- 津軽石川沿いに広がる農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。
- 重茂半島の森林地域は、水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能、土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。
- 三陸復興国立公園の月山、鮭ヶ崎や十二神山は、「森」と「海」の魅力を伝える地域であり、優れた自然環境・景観の保全を図ります。
- 赤前地区の防災集団移転促進事業による移転元地は、土地の集約化を図るとともに、交通利便性を活かし、物流・工業・商業・水産業・農業・観光・レクリエーション等、本市の新たな魅力を創出する場としての土地活用を検討します。

(2) 交通ネットワーク施設等の整備方針

① 道路ネットワークの整備方針

- 三陸沿岸道路や国道 45 号へのアクセスを向上し、水産業等の産業振興や交流人口の拡大を図るため、主要地方道重茂半島線の整備促進を県に働きかけます。
- 生活に密着する道路については、道路改良により狭あい部の解消を図り、快適な生活環境づくりを図ります。

② 公共交通ネットワークの整備方針

- 津軽石駅周辺を交通結節点として、国道 45 号を走る路線バスと鉄道を幹線交通、幹線交通を軸として集落をつなぐ路線バス等を支線交通と位置づけ、幹線交通と支線交通をつなぐ公共交通ネットワークを検討します。
- 幹線交通の確保、維持を図るとともに、公共交通が利用しにくい地域について、タクシーの活用や、地域に密着した団体が運行主体となる有償運送など、地域の特性に合わせた持続可能な交通確保のあり方について検討します。
- 弘川地区は、復興後のまちづくりに合わせ、弘川駅を整備することにより、地域の利便性を高め、沿線の活性化及び鉄道の利用促進を図ります。
- 弘川駅の整備にあたり、駐車場を整備し、パークアンドライド^{※1}機能の確保を検討するとともに、路線バス（荷竹線）との乗り継ぎの利便性を確保します。

(3) 防災対策の方針

- 大雨による洪水被害を防止するため、津軽石川流域の総合的な浸水対策を推進します。また、計画的な支障木の伐採や堆積土砂の除去等の河川管理を県に働きかけます。
- 津軽石川の河口周辺は、津波・高潮対策のため、国・県及び関係団体と連携して、水門や防潮堤などの海岸保全施設の早期復旧と施設整備を促進します。
- 上根井沢や上の沢の砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の整備促進を県に働きかけます。
- 津波復興拠点施設は、災害時の防災拠点として活用します。

(4) 景観形成の方針

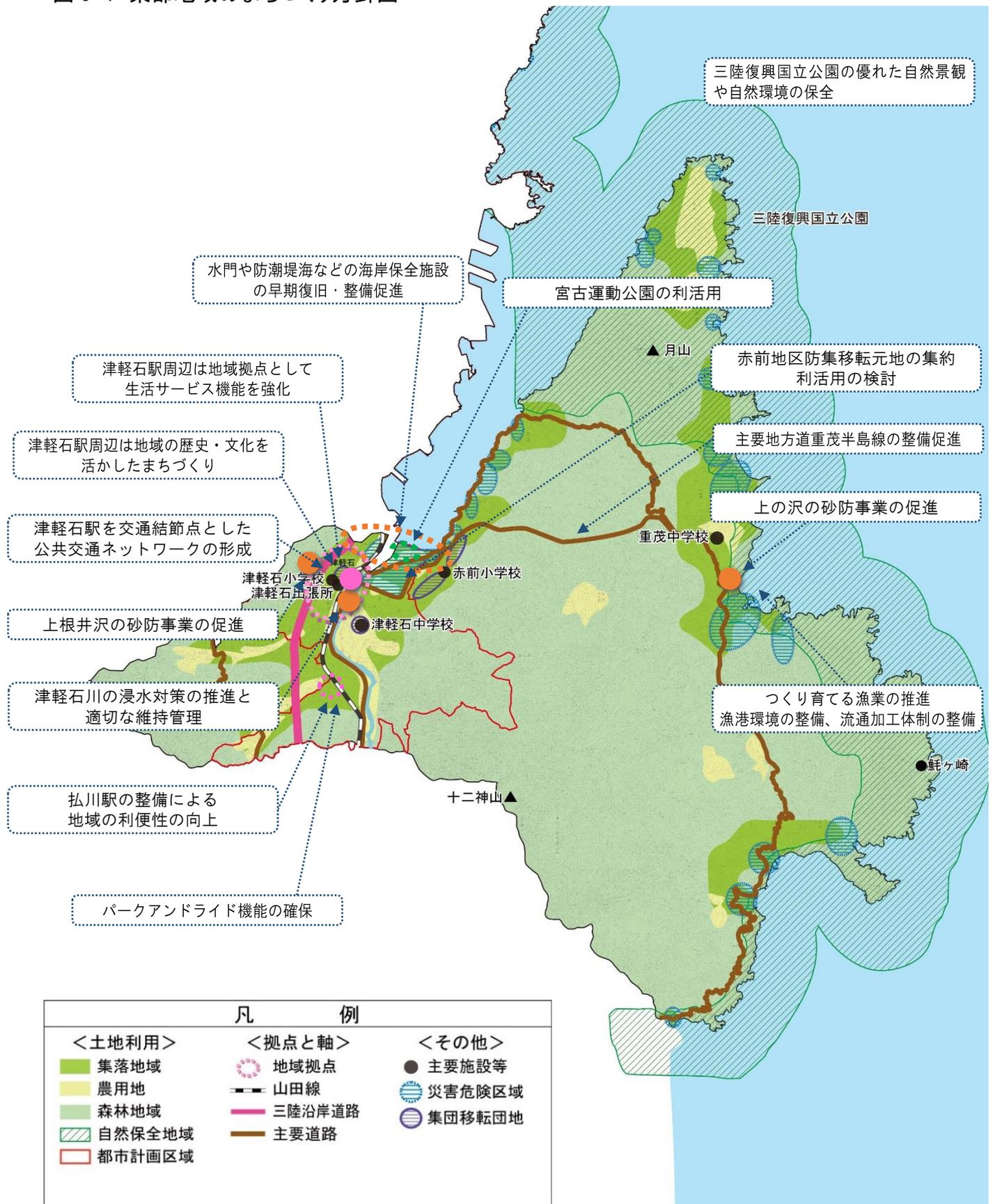
- 三陸復興国立公園の一部である重茂半島の海岸部は、優れた自然景観や良好な自然環境の保全を図ります。
- 住民との協働による環境美化活動を推進し、周辺景観と調和した良好な集落環境の保全を図ります。
- 津軽石駅周辺は、国登録有形文化財である盛合家住宅主屋の歴史的・文化的資産を活かしながら、地域にふさわしい景観の創出を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

※1 パークアンドライド：自家用車を駐車場に駐車させた後、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのこと。

(5) その他の方針

- 沿岸漁業を支える「つくり育てる漁業」の推進を図るほか、生産基盤を支える漁港環境の整備を促進します。
- 津軽石川は、「サケの種川」発祥の地との説があり、また県内初の人工ふ化場が設置されるなど、古くから地域の主産業を支える川として大切にされてきました。今後も豊かな自然環境を活かし、サケの保護・増殖活動に取り組みます。
- 高品質な水産物の流通加工体制の整備及び、整備が進む高規格交通網の恩恵を活した水産物の消費拡大に取り組みます。
- 宮古運動公園は、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、利活用を図ります。

図 5-4 東部地域のまちづくり方針図



第6 北部地域（田老地域）

1 北部地域の特徴



- 本市の北部に位置し、市域面積の約8%を占め、人口の約5%が居住しています。
- 田老地区土地区画整理事業区域及びその周辺に市街地が形成されています。
- 南北に国道45号、三陸鉄道北リアス線が、東西に県道有芸田老線が通っています。
- 漁港が5箇所あり、定置網、イカ釣り等の沿岸漁業、アワビ、ウニ等の磯漁業、ワカメ、コンブの養殖業などが盛んです。
- 海岸部は三陸復興国立公園に指定され、真崎海岸や三王岩などの優れた自然景観を有しています。

2 北部地域が目指す将来像

～復興したまちなみと生業が調和した、
暮らしの豊かさを実感するまち～

3 北部地域のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- 田老地区土地区画整理事業区域及びその周辺市街地は、北部地域の地域拠点として、新田老駅と田老庁舎の一体的な整備による生活サービス機能の充実、交通利便性の向上を図るとともに、賑わいのある市街地形成を図ります。
- 道の駅たろうは、三陸ジオパークのゲートウェイとして、交流人口の拡大と地域の活性化に向けた拠点機能の充実を図ります。
- 防災集団移転促進事業により整備した三王団地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。
- 集落地域においては、自然環境及び生活環境の保全や災害の防止などに努め、居住環境の保全を図ります。
- 農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。
- 森林地域は、水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能、土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。
- 三陸復興国立公園の真崎海岸や三王岩は、「海」の魅力を伝える拠点地区であり、優れた自然環境・景観の保全を図ります。

(2) 交通ネットワーク施設等の整備方針

① 道路ネットワークの整備方針

- 広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図るため、三陸沿岸道路の整備を促進します。
- 生活に密着する道路については、道路改良により狭あい部の解消を図り、快適な生活環境づくりを図ります。

② 公共交通ネットワークの整備方針

- 田老駅及び新田老駅周辺を交通結節点として、国道45号を走る路線バスと鉄道を幹線交通、幹線交通を軸として集落をつなぐ路線バス等を支線交通と位置づけ、幹線交通と支線交通をつなぐ公共交通ネットワークを検討します。
- 幹線交通の確保、維持を図るとともに、公共交通が利用しにくい地域について、タクシーの活用や、地域に密着した団体が運行主体となる有償運送など、地域の特性に合わせた持続可能な交通確保のあり方について検討します。
- 田老地区は、復興後の新しいまちづくりに合わせ、新田老駅を整備することにより、地域の利便性を高め、沿線の活性化及び鉄道の利用促進を図ります。また、路線バス（田老線・小本線・グリーンピア線）との乗り継ぎの利便性を確保します。
- 田老駅は、駐車場が整備されていることからパークアンドライド機能を確保し、新田老駅との機能分担を図ります。

(3) 居住環境の整備方針

- 田老地区土地区画整理事業等より整備した市街地は、北部地域の賑わいのある地域拠点として生活サービス機能等の充実を図ります。
- 各種復興事業により整備した住宅地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

(4) 防災対策の方針

- 田代川の河口周辺は、津波や高潮などの水害対策のため、国・県・関係団体と連携して、水門や防潮堤などの海岸保全施設の早期復旧と施設整備を促進します。

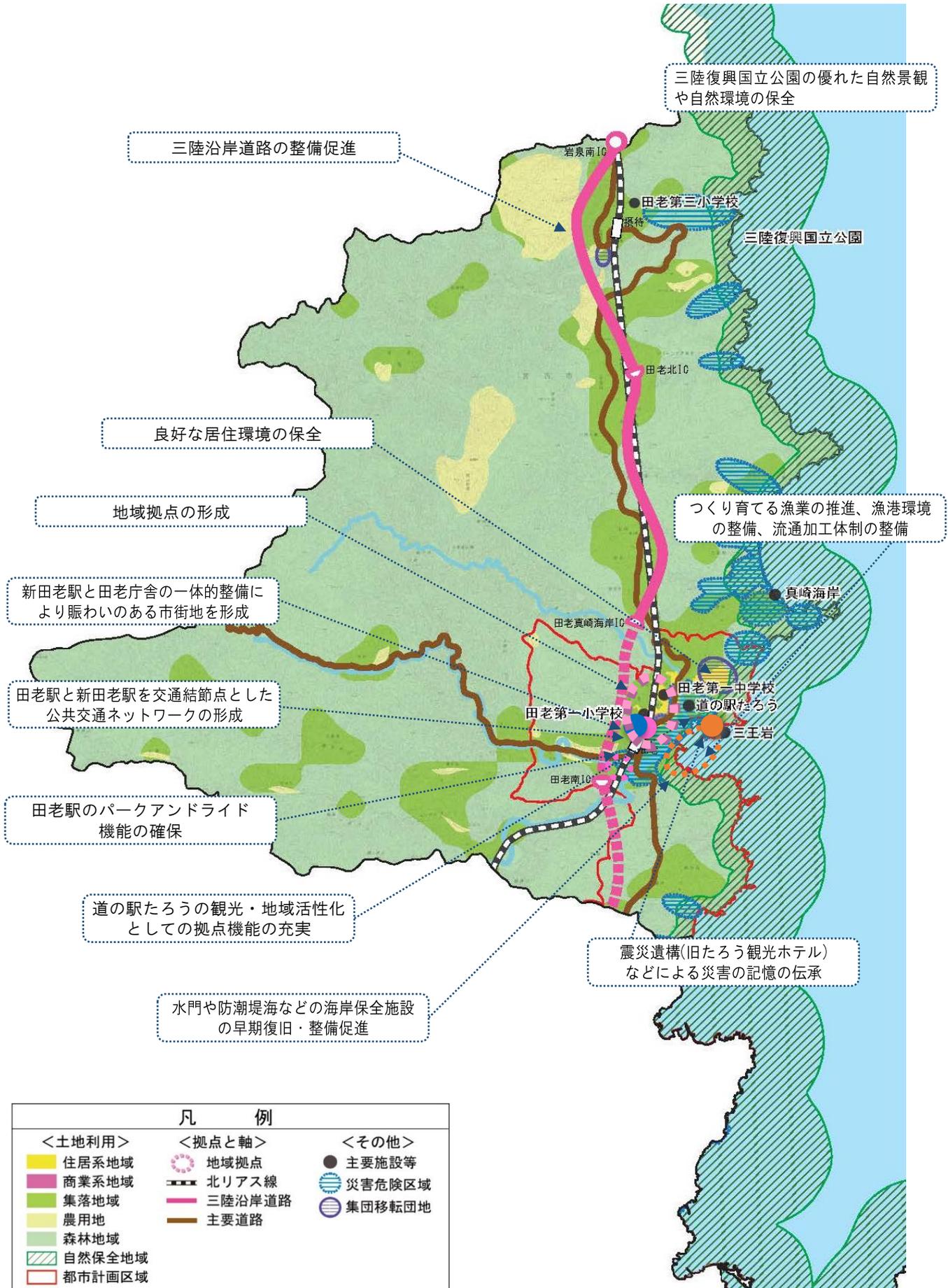
(5) 景観形成の方針

- 三陸復興国立公園に指定された北部地域の海岸部は、優れた自然景観や良好な自然環境の保全を図ります。
- 土地区画整理事業や防災集団移転促進事業により整備された公園は、公園管理活動に対する住民との協働の取り組みを推進します。
- 住民との協働による環境美化活動を推進し、周辺景観と調和した良好な集落環境の保全を図ります。

(6) その他の方針

- 沿岸漁業を支える「つくり育てる漁業」の推進を図るほか、生産基盤を支える漁港環境の整備を促進します。
- 高品質な水産物の流通加工体制の整備及び、整備が進む高規格交通網の恩恵を活した水産物の消費拡大に取り組みます。
- 三陸ジオパークのジオサイト（見どころ）である、津波遺構（旧たろう観光ホテル）などを活用し、東日本大震災の記憶を風化させることなく後世へ伝承します。
- 三王岩は、壮観な眺めを魅力とした貴重な観光資源であるため、観光・レクリエーションの場として国と県の支援を得ながら、遊歩道の修繕等の整備を行い、活用を図ります。

図 5-5 北部地域のまちづくり方針図



第7 西部地域（新里地域・川井地域）

1 西部地域の特性



○本市の西部に位置し、市の面積の約 65%を占め、人口の約 10%が居住しています。

○北上山地の豊かな自然環境に恵まれた中山間地域であり、閉伊川、刈屋川、小国川等の河川に沿って集落が形成されています。

○東西方向に国道 106 号や J R 山田線が、南北方向に国道 340 号が通っています。

○豊富な森林資源を活かした林業や木材加工業が盛んな地域です。

○早池峰山一体は高山植物の宝庫として早池峰国定公園及び早池峰自然環境保全地域に、区界高原は区界高原自然環境保全地域に指定されています。

2 西部地域が目指す将来像

～人の暮らしと自然の恵みが調和した、
うるおいとやすらぎのあるまち～

3 西部地域のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

○茂市駅周辺及び陸中川井駅周辺は、生活サービス機能等の集積を図るとともに、鉄道やバス等の交通結節点としての役割を維持し、地域の暮らしを支える生活拠点を形成します。

○区界地区周辺は、宮古盛岡横断道路の整備に伴い、豊かな自然環境の保全と観光・交流や地域振興の拠点として市民協働を進めます。

○集落地域は、自然環境及び生活環境の保全や災害の防止などに努め、居住環境の保全を図ります。

○農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。

○森林地域は、水源かん養機能・環境保全機能・地球温暖化防止機能・土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。

○早池峰国定公園、早池峰自然環境保全地域は、「森」と「川」の魅力を伝える拠点地区であり、優れた自然環境・景観の保全を図ります。

(2) 交通ネットワーク施設等の整備方針

① 道路ネットワークの整備方針

- 広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図るため、宮古盛岡横断道路等の整備を促進します。
- 国道 106 号「根市地区～茂市地区」は、河川から離れた場所へのルート変更や国道 106 号と市道廻立線の交差点の改良を国や県に働きかけます。
- 交通難所区間の解消により、隣接自治体との連携交流の活性化も見込まれることから、国道 340 号「和井内～押角トンネル間」の早期事業化及び押角トンネルの早期完成を県に働きかけます。
- 国道 340 号は、立丸峠トンネルの開通により、東北自動車道や花巻空港等を利用した観光客の増加が見込まれることから、小国地区に産直や情報発信機能を合わせた休憩施設を整備します。
- 早池峰国立公園へのアクセスの安全性・利便性を高めるため、主要地方道紫波江繋線「大畑～タイマグラ間」の事業化及び主要地方道大槌小国線の土坂トンネルの整備促進を県に働きかけます。
- 生活に密着する道路については、道路改良により狭あい部の解消を図り、快適な生活環境づくりを図ります。

② 公共交通ネットワークの整備方針

- 茂市駅周辺及び陸中川井駅周辺を交通結節点として、国道 106 号を走る路線バスと鉄道を幹線交通に、幹線交通を軸として集落をつなぐ路線バス等を支線交通と位置づけ、幹線交通と支線交通をつなぐ公共交通ネットワークを検討します。
- 幹線交通の確保、維持を図るとともに、公共交通が利用しにくい地域について、地域に密着した団体が運行主体となる有償運送や、川井地域バス・スクールバス・患者輸送バスへの混乗など、地域の特性に合わせた持続可能な交通確保のあり方について検討します。
- 宮古盛岡横断道路の整備に伴い、速達性と地域の利便性に配慮した、幹線交通のあり方を検討し、交通事業者等との協議を進めます。

(3) 防災対策の方針

- 閉伊川流域（閉伊川・刈屋川・小国川）等における浸水対策基本調査等の結果を踏まえ、対策施設などの総合的な浸水対策を検討します。
- 大雨の際、適切な避難勧告等を実施するため、刈屋川の水位周知河川及び水防警報河川の追加指定を県に働きかけます。

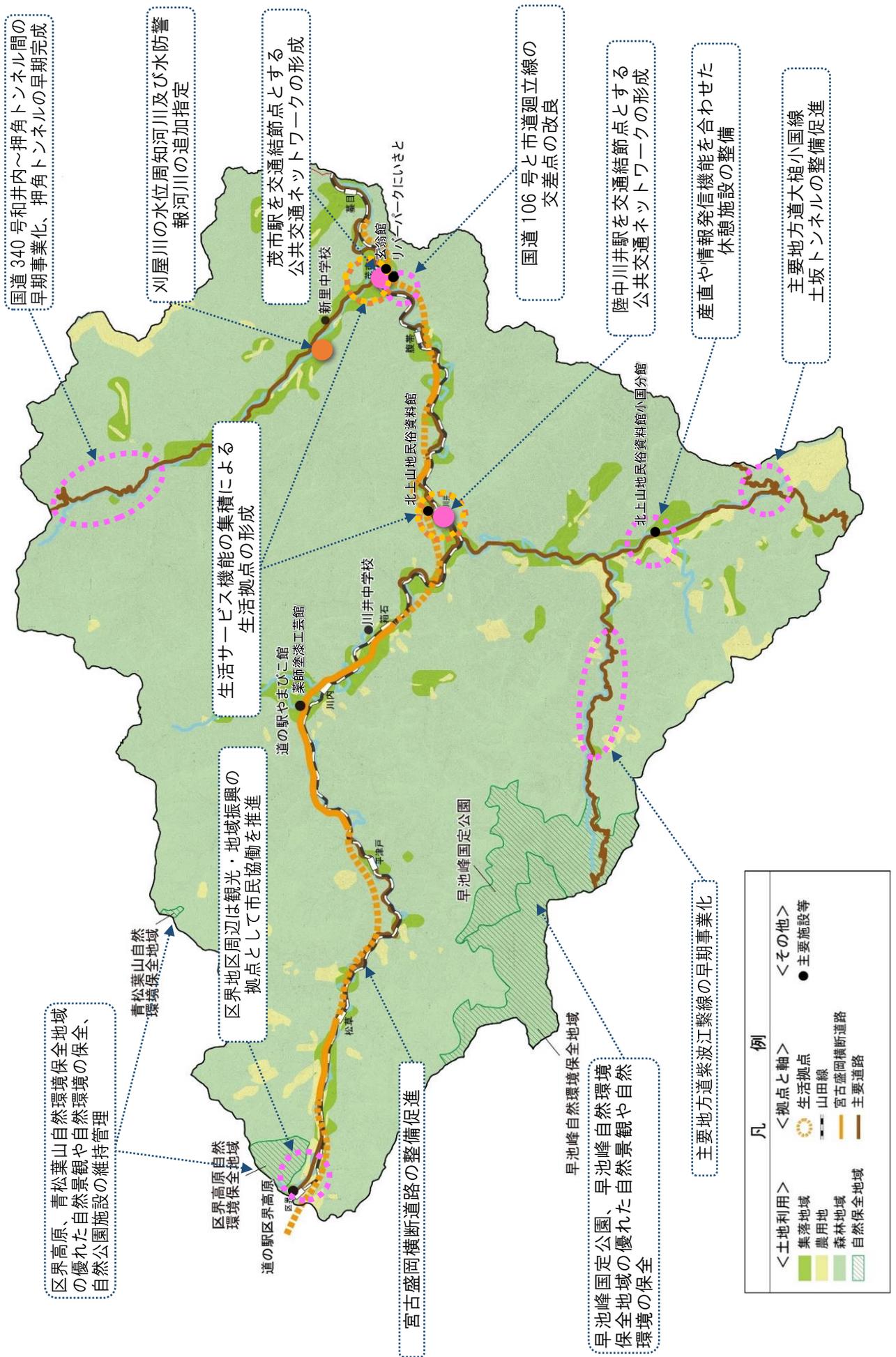
(4) 景観形成の方針

- 区界高原自然環境保全地域、早池峰山自然環境保全地域は、貴重な自然環境であることから保全を行うとともに、自然公園施設などの維持管理を行います。
- 住民との協働による環境美化活動を推進し、周辺景観と調和した良好な集落環境の保全を図ります。

(5) その他の方針

- 北上山地民俗資料館及び小国分館、玄翁館、薬師塗漆工芸館等を活用しながら、地域に伝わる農山村文化の伝承や学習機会の提供を行います。

図 5-6 西部地域のまちづくり方針図



第6章 計画の推進

第1 計画的な進行管理

概ね5年毎に実施される都市計画に関する基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえて、都市計画マスタープランの実施状況を明らかにしながら、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」といった進行管理により、本計画の適時・適切な見直しを行います。

■計画（Plan）

市民・事業者・行政が協働して、本計画を策定します。

■実施（Do）

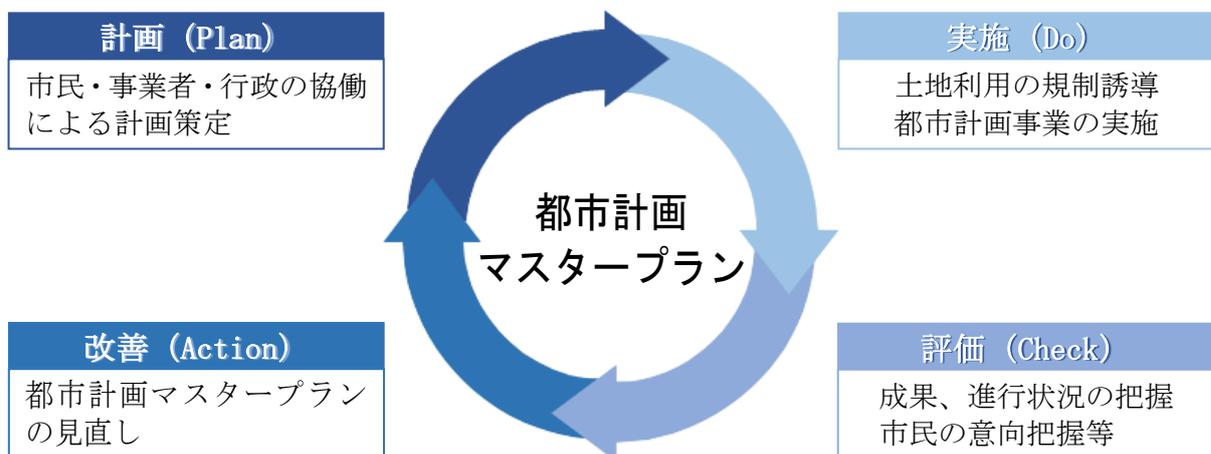
本計画の各種方針に基づき、土地利用規制や都市計画事業を推進します。

■評価（Check）

財政計画及び行政評価と連携しながら、定期的に本計画の成果や進捗状況を都市計画基礎調査や各種の統計等により把握するとともに、総合計画における市民アンケート調査の満足度評価を活用しながら把握・分析します。

■改善（Action）

目標の実施状況や達成状況を踏まえ、本計画の見直しを行います。



第2 市民参画と協働によるまちづくりの推進方策

＜市民・事業者・行政の連携＞

まちづくりの推進に当たっては、自治基本条例に基づき市民の参画と協働によるまちづくりの推進体制を充実するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、連携して取り組んでいくことが重要です。

1 市民との協働

まちづくりにおける計画の早い段階から市民への説明や市民参画による意見の反映を行うことは、市民がまちづくりをより身近なものとして感じられるとともに、計画の円滑な実施のためにも重要です。

このため、まちづくりや個別計画の策定に関して、広報やホームページを活用し、誰にでも分かりやすい情報提供や説明会、意見交換会等を行うなど、計画の透明化と市民参画機会を確保します。

また、まちづくり活動を行っている市民や団体への支援を行うとともに、市民参画と協働に対する理解と実践する意識を高めるための啓発活動を行います。

2 事業者との連携

事業者は、まちづくりを担う主体の一員であることを認識し、周辺環境との調和に配慮しつつ、地域経済に貢献・協力するものとします。

事業者は、市民や行政と協力し、地域活動やまちづくりへの支援を行うものとします。

3 行政の部局間連携と関係機関への働きかけ

行政においては、部局間で横断的な取り組みを行うことができる組織体制の充実を図ります。

国や県が主体となる事業については、市は関係機関として協力体制を構築し、事業の推進に協力するとともに、市民に最も身近な行政機関として、事業主体に対して市民意向の反映や事業の早期着手、実現化を働きかけます。

また、関係機関及び周辺市町村との連携も強化し、個別計画の効果的な実現化を図ります。

宮古市都市計画マスタープラン

〔 資料編 〕

- 宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会要綱
- 宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会名簿
- 宮古市都市計画マスタープラン策定委員会規程
- 宮古市都市計画マスタープラン策定委員会名簿
- 宮古市都市計画マスタープラン策定幹事会名簿
- 宮古市都市計画マスタープラン策定経過

○宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会要綱

平成28年3月28日

告示第50号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針として策定する宮古市都市計画マスタープラン(次条第2項において同じ。)に関し意見を求めるため、宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員19人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び各種団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者

2 委員の任期は、委員に委嘱された日から宮古市都市計画マスタープランの策定が完了し、公表した日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会名簿

平成30年4月1日 現在

区 分	氏 名	所属及び役職名	備 考
(第1号委員) 学識経験者	南 正昭	岩手大学理工学部 教授	
	宇佐美 誠史	岩手県立大学総合政策学部 准教授	
(第2号委員) 関係団体等から 推薦を受けた者	桜野 甚一	宮古商工会議所 専務理事	
	加藤 義寿	新岩手農業協同組合 宮古支所長	
	盛合 順輝	宮古漁業協同組合 総務部長	
	志賀 政信	一般社団法人 陸中宮古青年会議所 理事長	
	山崎 セツ	宮古市地域婦人団体協議会 副会長	
	及川 元	宮古市PTA連合会 会長	
	高橋 智	宮古市身体障害者福祉会 会長	
	橋場 寿雄	一般社団法人 岩手県建築士会宮古支部 支部長	
	梅澤 良子	宮古地域協議会 委員	
	下西 剛	田老地域協議会 委員	
	畠山 幸子	一般社団法人 宮古観光文化交流協会 総務部次長	
	齋藤 道法	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 企画部長	
	佐々木 隆文	岩手県北自動車(株)宮古営業所 所長	
中村 一郎	三陸鉄道(株) 代表取締役社長		
(第3号委員) 関係行政機関から 推薦を受けた者	澤田 仁	岩手県県土整備部都市計画課 計画整備担当課長	
(第4号委員) 公募による委員	佐香 英一		
	佐々木 由佳		

※敬称略

○宮古市都市計画マスタープラン策定委員会規程

平成28年3月25日

訓令第2号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針として策定する宮古市都市計画マスタープランに関し必要な事項を協議するため、宮古市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は都市整備部長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、企画部長、公共交通担当部長、市民生活部長、環境エネルギー担当部長、保健福祉部長、産業振興部長、上下水道部長、危機管理監及び教育部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(幹事会)

第5条 委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、都市計画課長をもって充て、幹事は、委員長が指名する。

4 幹事長は、幹事会を主宰する。

5 幹事会の会議は、必要の都度、幹事長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年5月15日から施行する。

宮古市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

委員会

平成30年4月1日 現在

区 分	所属及び職名	氏 名	備 考
委員長	副市長	佐藤 廣昭	
副委員長	参与兼都市整備部長	小前 繁	
委 員	総務部長	伊藤 孝雄	
	企画部長	松下 寛	
	公共交通担当部長	山崎 政典	
	市民生活部長	長沢 雅彦	
	環境エネルギー担当部長	滝澤 肇	
	保健福祉部長	中嶋 良彦	
	産業振興部長	菊池 廣	
	上下水道部長	中村 晃	
	危機管理監	芳賀 直樹	
	教育部長	大森 裕	

宮古市都市計画マスタープラン策定幹事会名簿

幹事会

平成30年4月1日 現在

区 分	所属及び職名	氏 名	備 考
幹事長	都市整備部 都市計画課長	去石 一良	
幹 事	総務部 総務課長	中嶋 巧	
	財政課長	若江 清隆	
	税務課長	松舘 恵美子	
	企画部 企画課長	多田 康	
	復興推進課長	岩間 健	
	田老総合事務所長	前田 正浩	
	新里総合事務所長	高鼻 辰雄	
	川井総合事務所長	大久保 一吉	
	市民生活部 環境生活課長	佐々木 純子	
	保健福祉部 福祉課長	田代 明博	
	こども課長	伊藤 貢	
	介護保険課長	佐々木 雅明	
	健康課長	早野 貴子	
	産業振興部 産業支援センター所長	下島野 悟	
	観光課長	三田地 環	
	港湾振興課長	小成 勝則	
	農林課長	菊池 敦	
	水産課長	佐々木 勝利	
	都市整備部 建設課長	中屋 保	
	建築住宅課長	戸由 忍	
	危機管理監 危機管理課長	川原 栄司	
	上下水道部 施設課長	三浦 義和	
	教育委員会事務局 生涯学習課長	田中 富士春	
	文化課長	高橋 憲太郎	

宮古市都市計画マスタープラン策定経過

◎都市計画審議会

H28. 11. 21	〔予備審査〕 宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第1章から第3章）
H29. 9. 7	〔予備審査〕 宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第4章、第6章）
H30. 3. 28	〔予備審査〕 宮古市都市計画マスタープラン（案）について
H30. 8. 7	宮古市の都市計画に関する基本的な方針（宮古市都市計画マスタープラン）の見直しについて（答申）

◎宮古市議会

H25. 2. 27	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて〔建設常任委員会〕
H27. 12. 11	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（見直しの方向性） 〔建設常任委員会〕
H28. 2. 23	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（見直し体制、課題、全体構想等） 〔建設常任委員会〕
H28. 9. 13	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第1章から第3章） 〔建設常任委員会〕
H29. 3. 3	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第1章から第4章） 〔建設常任委員会〕
H29. 5. 26	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第4章「土地利用の方針」） 〔建設常任委員会〕
H29. 7. 20	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第4章「分野別方針」） 〔建設常任委員会〕
H29. 12. 13	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第5章「地域別方針」） 〔建設常任委員会〕
H30. 1. 16	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（全体素案） 〔総務・経済合同常任委員会〕
H30. 2. 27	宮古市都市計画マスタープラン（案）について〔議員全員協議会〕

◎市民説明会

H30. 1. 22	重茂公民館（総合交流促進センター）（7名）
H30. 1. 23	花輪農村文化伝承館（7名）
H30. 1. 24	津軽石公民館（12名）
H30. 1. 25	崎山公民館（8名）
H30. 1. 26	市役所6F大ホール（27名）
H30. 1. 29	川井生涯学習センター（7名）
H30. 1. 30	新里福祉センター（10名）
H30. 1. 31	田老公民館（25名）（8会場出席者合計103名）

◎策定市民委員会

H28. 10. 17	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて (見直しの流れと予定、計画の位置づけ、宮古市の現状と課題、都市づくりの目標)
H29. 2. 27	第4章 都市づくりの方針 (土地利用) について
H29. 9. 11	第4章 都市づくりの方針 (2. 市街地整備の方針から 11. 環境保全の方針まで) について 第6章 計画の推進について
H29. 12. 4	第5章 地域別まちづくりの方針 (地域別構想) について
H30. 2. 28	宮古市都市計画マスタープラン (案) について
H30. 7. 25	宮古市都市計画マスタープランの策定について (県協議の回答、パブリックコメントの回答、都市計画マスタープラン最終案)

◎庁内策定委員会

H28. 8. 26	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて (見直しの流れと予定、計画の位置づけ、宮古市の現状と課題、都市づくりの目標)
H29. 1. 11	都市づくりの方針 (土地利用) について
H29. 7. 20	第4章 都市づくりの方針 (2. 市街地整備の方針から 11. 環境保全の方針まで) について 第6章 計画の推進について
H29. 11. 7	第5章 地域別まちづくりの方針 (地域別構想) について
H30. 2. 20	宮古市都市計画マスタープラン (案) について
H30. 7. 10	宮古市都市計画マスタープランの策定について (県協議の回答、パブリックコメントの回答、都市計画マスタープラン最終案)

◎庁内策定幹事会

H28. 8. 19	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて (見直しの流れと予定、計画の位置づけ、宮古市の現状と課題、都市づくりの目標)
H28. 12. 21	都市づくりの方針 (土地利用) について
H29. 6. 19	第4章 都市づくりの方針 (2. 市街地整備の方針から 11. 環境保全の方針まで) について 第6章 計画の推進について
H29. 11. 1	第5章 地域別まちづくりの方針 (地域別構想) について
H30. 2. 14	宮古市都市計画マスタープラン (案) について
H30. 7. 3	宮古市都市計画マスタープランの策定について (県協議の回答、パブリックコメントの回答、都市計画マスタープラン最終案)

◎パブリックコメント

H30. 5. 7 ~5. 28	宮古市都市計画マスタープラン (案) について
---------------------	-------------------------



策定 平成 30 年 9 月
発行 岩手県宮古市
編集 宮古市都市整備部都市計画課
TEL 0193-62-2111 FAX 0193-63-9118
ホームページアドレス <http://www.city.miyako.iwate.jp/>